

アプリによる口座開設に関する特約事項

(2024年1月制定)

第1条 概要

- この特約は、「京都信用金庫アプリ」から開設した当金庫の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。
- この特約は、「京都信用金庫アプリ利用規約」「預金共通規定」「普通預金規定」「印鑑レス通帳レス口座規定」「キャッシュカード規定」等関連する規定（以下、「関連規定」という。）と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
- この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは関連規定に従います。
- 「みんなのネット支店」で口座開設をされるお客様は、「みんなのネット支店取引規定」が適用されます。

第2条 口座の利用等

- 「京都信用金庫アプリ」による口座開設は、お一人一契約に限ります。
- 「京都信用金庫アプリ」による口座開設は、「印鑑レス通帳レス口座」に限ります。
- 定期預金取引は、総合口座として利用することはできません。
- 各種取引の際に生じる当金庫所定の手数料等については、普通預金口座から払戻請求書等の提出なしに引落します。
- 開設した口座の解約は、当金庫所定の手続きで受け付けます。

第3条 預金契約の成立

「京都信用金庫アプリ」からの申込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客様の間に預金契約が成立するものとします。ただし、簡易書留郵便で送付した「ICキャッシュカード」が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客様に通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

第4条 申込情報の入力について

- お申込みにあたって、お使いの機器により、対応していない文字（旧仮名・旧字等）が表示されない、もしくは簡易な文字に変換される場合があります。この場合、当金庫はお客様に通知することなく、本人確認書類の情報をもって、お取引させていただきます。また、当金庫の都合により表示できない文字の場合は、カナ表示とさせていただきます。
- お申込みにあたって、お客様のご住所が「京都信用金庫アプリ」で入力できる文字数を超える場合、当金庫はお客様に通知することなく、本人確認書類の情報を持って、お取引させていただきます。

第5条 届出事項の変更等

- 各種お手続き時に、お客様の依頼内容等を再確認するため、メールアドレスの登録が必須となっています。口座開設時または「京都信用金庫アプリ」アカウント作成時に登録したメールアドレスを変更する場合は、変更前に所定の方法で当金庫までお知らせください。届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 住所、氏名、携帯電話番号、その他当金庫への届出事項の変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出ください。届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- お客様が届出た住所、携帯電話番号、メールアドレスが、お客様の責に帰すべき事由により、お客様以外の住所、携帯電話番号、メールアドレスになっていたとしても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 届出事項変更の際に、別途、当金庫本支店窓口にて手続きが必要となる場合があります。

第6条 免責事項

- 本人確認書類（運転免許証・個人番号カード）の提示を受け、本人からの申出であることを相当の注意をもって確認し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- この特約およびこの特約に基づく取扱等について損失・紛議が生じても、当金庫の責による場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第7条 特約の変更

- この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホー

- △ページの掲載、その他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
2. 特約の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上